

普天間飛行場から P F O S を含む泡消火剤が漏出した事故に関する意見書

去る 4 月 10 日午後 4 時頃、普天間飛行場の格納庫で消火システムが作動し、基地外の民間住宅地や排水路に有機フッ素化合物の一種である P F O S を含む泡消火剤が大量に漏出した。

P F O S は、発がん性など健康リスクが指摘され、国内では原則使用及び製造が禁止されており、国際的にもストックホルム条約で規制されているにもかかわらず、基地外に漏出させたことは許されることではない。

昨年 12 月にもシステムの誤作動により同様の事故が発生しており、平成 19 年以降県内で 7 件も発生している。

さらに、市は沖縄防衛局を通じて米軍に対し、事故が発生した 10 日のうちに漏出した泡消火剤の回収を求めたが対応は行われなかった。米軍は、翌 11 日の午後に現場に到着したが、既に宇地泊川に大量の泡消火剤が漏出、住宅地に飛散した後であった。その後、効果的な対応をすることなく、本市の多くの職員がその対応に追われることになったことについても強い怒りを禁じ得ない。

よって、本市議会は市民・県民の尊い生命及び財産並びに安心・安全な生活を守る立場から、P F O S を含む泡消火剤の漏出事故に対して厳重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要請する。

記

- 一 発がん性物質を含む有機フッ素化合物の使用、貯蔵、保管を行わないこと。
 - 一 泡消火剤漏出事故の原因を究明し、再発防止策を早急に講じるとともに、市民及び県民に公表すること。
 - 一 国、県または市による普天間飛行場への立入調査を認めること。
 - 一 泡消火剤が漏出した箇所及び飛散の可能性がある周辺地域の環境調査を実施するとともに、漏出以前の環境まで回復させるための対策を速やかに講じること。
 - 一 米軍が起因する事件及び事故への対応について関係機関の連携を明確に定めること。
 - 一 日米地位協定を抜本的に改定すること。
- 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 2 年 4 月 17 日

沖縄県宜野湾市議会

《あて先》 内閣総理大臣、外務大臣、環境大臣、厚生労働大臣、防衛大臣、沖縄防衛局長、外務省沖縄担当大使、沖縄県知事